

フジホーム指定居宅介護支援事業所 重要事項説明書

＜令和7年 4月 1日現在＞

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 042-541-6121 (受付時間 月曜日～金曜日午前9時～午後5時)

担当 介護支援専門員 氏名： _____

*ご不明な点は何でもお尋ね下さい。

2. 施設の概要

(1) 居宅介護支援事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業者名	フジホーム指定居宅介護支援事業所
所在地	東京都昭島市中神町 1260
介護保険指定番号	居宅介護支援 (東京都 1374000121号)
サービスを提供する地域	昭島市 左記以外の方でもご希望の方は、ご相談下さい。

(2) 同事業所の職員体制

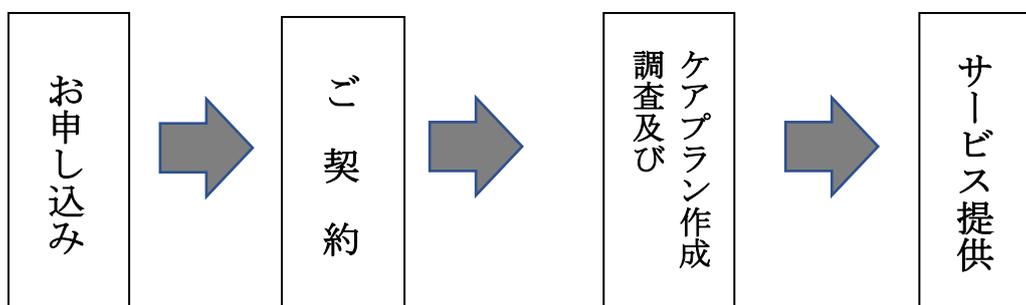
職 種	業務内容	人 数
所 長	業務全般の統括	1名 (兼務)
管理者 (主任介護支援専門員)	ケアプラン作成 業務管理・連絡調整	1名 (兼務)
介護支援専門員	ケアプラン作成 連絡調整	3名以上 (専従/常勤換算)

利用者の数が44名 (介護予防支援の利用者数に3分1を乗じた数を加えた数) 又はその端数を増すごとに、1名とする。

(3) 営業時間

平日	午前9時00分～午後5時00分
電話番号：042-541-6121	
土、日曜日、祝日及び12月29日～1月3日は休業 但し、休業日を含め営業時間外の緊急連絡は、080-3785-6825で承ります。	

3. 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容



4. 利用料金

(1) 利用料

要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

※ ただし、介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払わない場合は、1ヶ月につき該当する利用料金を自己負担していただき、当事業所よりサービス提供証明書を発行いたします。なお、サービス提供証明書を後日、市区町村の介護保険担当窓口へ提出しますと、払戻しを受けられる場合もあります。

(参考) 料金表 ※ 利用者の自己負担は原則ありません。

① 居宅介護支援費について

◆ 居宅介護支援費(I)

居宅介護支援(i)	介護支援専門員一人当たりの取扱件数が45未満である場合、又は、45以上である場合において、45未満の部分
居宅介護支援(ii)	介護支援専門員一人当たりの取扱件数が45以上である場合において、45以上60未満の部分
居宅介護支援(iii)	介護支援専門員一人当たりの取扱件数が60以上である場合において、60以上の部分



居宅介護支援費(一月につき)

1単位=10.84円(4級地)

状態区分	居宅介護支援(I)-i	居宅介護支援(I)-ii	居宅介護支援(I)-iii
要介護1・2	11,772円 (1,086単位/月)	5,896円 (544単位/月)	3,533円 (326単位/月)
要介護3～5	15,295円 (1,411単位/月)	7,631円 (704単位/月)	4,574円 (422単位/月)

円未満の端数は切捨て

② 加算・減算について

加算項目	条件等	料金
初回加算	<ul style="list-style-type: none"> ① 新規に居宅サービス計画を策定した場合 (過去2ヶ月以上当該事業所で居宅サービスを作成していない場合も含まれる) ② 要支援者が要介護認定を受け、居宅介護サービス計画を作成する場合 ③ 要介護状態区分が2段階以上変更となった場合 	3,252円 (300単位/月)
特定事業所加算Ⅱ	事業所が厚生労働省の以下の内容の基準を満たしている場合 <ul style="list-style-type: none"> ① 常勤専従主任介護支援専門員を1名以上配置 ② 常勤専従の介護支援専門員を3名以上配置 ③ 利用者の情報や留意事項などの伝達を目的とした会議を定期的開催(週1回以上) ④ 24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等からの相談に対応できる ⑤ 介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施 ⑥ 地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に居宅介護支援を提供している 	4,563円 (421単位/月)

	<p>⑦ 家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加</p> <p>⑧ 特定事業所集中減算の適用を受けていないこと</p> <p>⑨ 介護支援専門員1人（常勤換算）当たりの利用者数（介護予防含む）が45名未満</p> <p>⑩ 介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保していること</p> <p>⑪ 他法人が運営する居宅介護支援事業所と共同で事例検討会、研修会等を実施している</p> <p>⑫ 必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス（インフォーマルサービス含）が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること</p>	
通院時情報連携加算	利用者が医療機関等において医師又は歯科医師の診察を受ける時に介護支援専門員が同席し、医師又は歯科医師と情報連携を行い、当該情報を、居宅サービス計画に記録した場合。利用者1人につき、1月に1回の算定を限度とする	542円 (50単位/月)
入院時情報連携加算Ⅰ	利用者が病院又は診療所に入院した日のうちに、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること ※入院日以前の情報提供を含む。営業時間終了後又は営業日以外の日に入院した場合は、入院日の翌日を含む	2,710円 (250単位/月)
入院時情報連携加算Ⅱ (Ⅰ)(Ⅱ)いずれかを算定	利用者が病院又は診療所に入院した日の翌日又は翌々日に、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること ※営業時間終了後に入院した場合であって、入院日から起算して3日目が営業日でない場合はその翌日を含む	2,168円 (200単位/月)
退院・退所加算(Ⅰ)イ	医療機関や介護保険施設等の職員から利用者に関する必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により1回受けていること	4,878円 (450単位/月)
退院・退所加算(Ⅰ)ロ	医療機関や介護保険施設等の職員から利用者に関する必要な情報の提供をカンファレンスにより1回受けていること	6,504円 (600単位/月)
退院・退所加算(Ⅱ)イ	医療機関や介護保険施設等の職員から利用者に関する必要な情報の提供をカンファレンス以外により2回受けていること	6,504円 (600単位/月)
退院・退所加算(Ⅱ)ロ	医療機関や介護保険施設等の職員から利用者に関する必要な情報の提供を2回受けており、うち1回以上はカンファレンスによること	8,130円 (750単位/月)
退院・退所加算(Ⅲ)	病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問しカンファレンスを行い必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合（1月に2回算定）	2,168円 (200単位/回)

加算項目	条件等	料金
緊急時等カンファレンス加算	病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問しカンファレンスを行い必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合（1月に2回算定）	2,180円 (200単位)

減算項目	条件等	料金
業務継続計画未実施減算	以下の基準に適合していない場合 ① 業務継続計画の策定 ② 当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること ※令和7年3月31日までの間、減算を適応しない	所定単位数の1.0%を減算
高齢者虐待防止措置未実施減算	虐待の発生又はその再発防止するための措置が講じられていない場合	所定単位数の1.0%を減算
同一建物に居住する利用者へのケアマネジメント	・ 居宅介護支援事業所の所在する建物と同一の敷地内、隣接する敷地内の建物に居住する利用者 ・ 1か月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物(上記を除く。)に居住する利用者	所定単位数の95%を算定
運営基準減算	・ 運営基準に適合していない場合	所定単位数の50%を減算
	・ 運営基準減算が2か月以上継続している場合	所定単位数の算定なし
特定事業所集中減算	正当な理由なく、居宅介護支援事業所において前6か月間に作成した居宅サービス計画に位置づけられた訪問介護、通所介護、福祉用具貸与、又は地域密着型通所介護の提供総数のうち、同一の訪問介護サービス等に係る事業者によって提供されたものの割合が80%を超えていること	所定単位数から200単位を減算

※入院時における医療機関との連携を促進する観点から、居宅介護支援の提供の開始にあたり、入院時に担当ケアマネジャーの氏名・連絡先等を入院先医療機関にお伝えいただきますようお願い致します。

(2) 解約料

お客さまはいつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません。

(3) その他

支払方法

保険料が滞納等により料金が発生する場合、月ごとの精算とし、毎月5日までに前月分の請求をいたしますので、10日以内にお支払下さい。なお、お支払は施設窓口又は銀行振り込みにてお願い致します。

5. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込み下さい。介護支援専門員が訪問いたします。契約を締結したのち、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

① お客様のご都合でサービスを終了する場合

文書でお申し出下さればいつでも解約できます。

- ②事業所の都合でサービスを終了する場合
 人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合があります。
 その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業者を
 ご紹介します。
- ③ 自動終了
 以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了します。
 ・ 利用者が介護保険施設に入所した場合。
 ・ 利用者の要介護認定区分が、非該当(自立)、要支援1、2と認定された場合。
 ・ 利用者が死亡もしくは被保険者の資格を喪失した場合。
- ④ その他
 お客様やご家族等が当所や当所の介護支援専門員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為
 を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合があり
 ます。

6. 当事業所の居宅介護支援の運営方針

- (1) 社会福祉法人恩賜財団東京都同胞援護会が経営するフジホーム指定居宅介護支援事業所は、
 居宅介護支援事業の適正な運営を確保するために事業所の介護支援専門員その他の従事者が
 要介護状態または要支援状態にある高齢者に対し、適正な介護支援を提供します。
- (2) 介護支援専門員等は、利用者の心身の状況やその置かれている環境等に応じ、その利用者が可
 能な限りその居宅において、有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、
 利用者の立場に立って援助を行います。
 なお、介護支援専門員等への研修については定期的実施しています。
- (3) 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の選択に基づき適切な保
 健医療及び福祉サービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう、公正中立な
 立場で複数の事業所を紹介し選択していただきます。
 指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ利用者に対して、利用者は複数の指定居宅
 介護支援事業者等を紹介するよう求めることができることに加え、複数の指定居宅サービス事
 業者等の紹介や居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を
 求めることができます。
 事業の実施に当たっては、関係区市町村、地域の保健・医療福祉機関と綿密な連携を図り、総
 合的なサービスの提供に努めます。
- (4) ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、当事業所における定められたサービ
 ス種別に係るサービス提供状況について、重要事項説明書（別紙）にて説明をさせて頂くとと
 もに、介護サービス情報公表制度にて公表させていただきます。
- (5) 第三者による評価の実施状況等
 当事業所の第三者による評価の実施状況等は次のとおりです。

第三者による 評価の 実施状況	1 あ り	実施日	年 月 日
		評価機関名称	
		結果の開示	1 あり 2 なし
	2	なし	

7. サービスに関する苦情

(1) 当事業所のお客様相談・苦情担当者

苦情受付担当者：松田 浩一

苦情解決責任者：所長 柴田 聖子

電話：042-541-6121

FAX：042-541-5281

(2) その他、苦情相談窓口

当事業所以外に、区市町村、都道府県の相談・苦情窓口等でも受け付けています。

- ・ 昭島市役所 介護福祉課 電話：042-544-5111 (内線 2146)
- ・ 東京都国民健康保険団体連合会 (苦情相談窓口) 電話：03-6328-0177

社会福祉法第82条の規定により、当事業所では利用者からの苦情に適切に対応する体制を整えています。

8. 秘密保持

(1) 守秘義務

当所、介護支援専門員および当所の職員は、サービス提供をするうえで知り得たお客様およびそのご家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

(2) 個人情報の使用・提供に関する注意事項

- ① 当事業所はお客様から居宅介護支援契約書で交わされる同意書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、お客様の個人情報を用いません。
- ② 当事業所はお客様のご家族から居宅介護支援契約書で交わされる同意書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、ご家族の個人情報を用いません。

9. 事故発生時・緊急時対応

当事業所介護支援専門員が訪問時に、お客様の容態変化・事故の発生等、緊急事態が生じた場合は、迅速に区市町村、主治の医師、救急隊、家族等へ連絡し、必要な措置を講じます。

また、サービスの提供に伴って当事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、その損害を速やかに賠償します。

10. 虐待の防止 及び 身体的拘束等の適正化の推進、ハラスメント対策

当事業所は、利用者の人権擁護、虐待、ハラスメントの防止等の観点から次の措置を講じます。

- (1) 虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修を実施するほか、担当者を定めるなど必要な体制の整備を行っていきます。
- (2) 利用者がサービス提供中に当該事業所職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに区市町村に通報致します。
- (3) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録することを義務付けます。
- (4) 適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場における性的な言動や優越的な関係を背景とした言動等によるハラスメントの他、利用者やその家族等から受けるセクシャルハラスメントにより、職員の就業環境が害されることを防止する為の対策を講じます。

11. 事業継続の取り組み

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の継続的な提供や、非常時の体制で早期の業務再開を図るための「業務継続計画」を策定、全職員に対して周知するとともに、当該計画に従い必要な措置を講じます。

また、必要な研修及び訓練を定期的実施するとともに、定期的に業務継続計画の見直しや、必要に応じて当該計画の変更を行います。

また、感染症予防及びまん延防止のための措置として、以下の対策を講じます。

- (1) 感染症予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を、概ね6ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について、全職員への周知徹底
- (2) 当事業所における感染症予防及びまん延防止のための指針の整備
- (3) 当事業所全職員に対し、感染症予防及びまん延防止のための研修及び訓練の定期的な実施

12. 当法人の概要

名称・法人種別	社会福祉法人恩賜財団東京都同胞援護会
代表者役職・氏名	理事長 飯山 幸雄
法人本部 所在地	東京都新宿区原町3丁目8番地
電話番号	03-3341-7161~4

13. 高齢者支援系グループ施設

- (1) 高齢者福祉施設関係
 - ① 特別養護老人ホーム
フジホーム, ニューフジホーム (他3ヶ所)
 - ② 軽費老人ホーム (A型)
1ヶ所
- (2) 通所介護事業
フジデイサービスセンター (他1ヶ所認知症対応型)
- (3) 地域包括支援センター
昭島市中部地域包括支援センターあいぼっく (他1ヶ所)
- (4) 短期入所生活介護事業
フジホーム, ニューフジホーム (他3ヶ所)
- (5) 指定居宅介護支援事業
フジホーム指定居宅介護支援事業所 (他2ヶ所)
- (6) 認知症対応型共同生活介護事業
かえで (他1ヶ所)
- (7) 小規模多機能型居宅介護事業
昭和郷小規模多機能居宅介護センター (他1ヶ所)

(8) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

昭和郷訪問介護センター

(9) サービス付き高齢者向け住宅

高齢者住宅さくらガーデン

令和7年4月1日現在

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

令和 年 月 日

事業者

所在地 東京都昭島市中神町 1260

名 称 社会福祉法人恩賜財団東京都同胞援護会
フジホーム指定居宅介護支援事業所(東京都第 1374000121 号)

代 表 者 名 所 長 柴 田 聖 子 (印)

説明者 介護支援専門員 氏 名 _____ (印)

私は、契約書及び本書面により、事業者から居宅介護支援について重要事項の説明を受け、同意しました。

利用者 住所 _____

氏名 _____ 印

ご家族又は代理人 住所 _____

氏名 _____ 印

利用者との関係 _____